

立山町国民保護計画 資料編

平成23年1月
立 山 町

立山町国民保護計画 資料編

【資料】

1	立山町職員事務分担等	
1-1	立山町職員事務分担	1
2	立山町地理的、社会的特長	
2-1	富山県地図	5
2-2	立山町地図	6
2-3	標高別面積	7
2-4	月別平均気温及び降水量	8
2-5	人口と世帯	9
2-6	地区別人口	10
2-7	年齢別人口統計	11
2-8	就業者・通学者別常住人口数	12
2-9	幹線道路	13
2-10	ダムの現況	16
3	防災に関する資料	
3-1	消防体制等の概況	17
3-2	消防本部・署所及び消防団の現況	18
3-3	救助活動のための機械器具等の保有状況	19
3-4	NBC対応資機材保有状況	20
3-5	自主防災組織の現況	20
3-6	婦人防火クラブの現況	20
4	通信施設に関する資料	
4-1	立山町防災行政無線施設設置状況	21
5	避難に関する資料	
5-1	大規模小売店舗の概要	22
5-2	外国人登録者数	23
5-3	生活関連等施設の概要	24

6	運送に関する資料	
6-1	鉄軌道事業者路線別輸送状況	25
6-2	富山県タクシー協会加盟事業者一覧、保有車両数	26
6-3	富山県トラック協会加盟事業者一覧、保有車両数	26
7	救援に関する資料	
7-1	備蓄品の状況	27
7-2	火葬場所在地	27
8	医療等に関する資料	
8-1	病院、保健所のリスト	28
9	保健衛生の確保に関する資料	
9-1	ごみ処理施設一覧	29
10	立山町国民保護協議会に関する資料	
10-1	立山町国民保護協議会条例	30
10-2	立山町国民保護協議会委員名簿	32
11	立山町国民保護対策本部等に関する資料	
11-1	立山町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	33
12	関係機関に関する資料	
12-1	関係機関の連絡先一覧	35
13	様式等	
13-1	安否情報収集様式	43
13-2	安否情報報告書様式	45
13-3-1	安否情報照会書様式	46
13-3-2	安否情報回答書様式	47
13-4	被災情報報告書様式	48
	【用語集】	別冊

1－1 立山町職員事務分担

(1) 部の分掌事務

部(部長)	分掌事務
総務部 (総務課長)	本部の運営、各部及び関係機関等との連絡調整、職員の配置、災害関連事項の取りまとめ及び財務に関すること。
災害救助部 (健康福祉課長)	災害救助、医療救護及び環境衛生の保持に関すること。
建設部 (建設課長)	水防並びに公共土木施設及び建築物関係の災害対策、上下水道施設の災害対策、農地林務の災害対策に関すること。
経済部 (農林課長)	農畜産物及び商工観光関係の災害対策に関すること。
文教部 (教育課長)	教育関係の災害対策に関すること。
消防部 (消防署長)	火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよ並びに被災者の救出、避難誘導に関すること。

(2) 各班の分掌事務

部別	班(班長)班員	分掌事務
総務部	総務班 (総務課長) 総務課員	1 国民の保護のための措置の総括に関すること。 2 町国民保護計画に関すること。 3 町国民保護協議会に関すること。 4 本部の運営及び各部の連絡に関すること。 5 町国民保護対策本部の庶務に関すること。 6 職員の非常配備、動員招集及び配置に関すること。 7 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。 8 ボランティア団体（自主防災組織等の住民組織）の支援に関する総合調整に関すること。 9 武力攻撃災害発生時の退避の指示及び警戒区域の設定に関すること。 10 職員の動員に関すること。 11 職員の受入れ及び派遣に関すること。 12 庁舎内外の整備（現地対策本部及び仮庁舎の設営を含む。）に関すること。 13 対策本部の通信施設の整備に関すること。 14 国民保護に係る文書の保存に関すること。 15 部内の連絡調整に関すること。 16 各部各班に属さないこと。
	調査広報班 (総務課長) 総務課員	1 被災情報の収集及び取りまとめに関すること。 2 安否情報の収集及び取りまとめに関すること。 3 防災行政無線に関すること。 4 高度情報通信ネットワークに関すること。
	財政班	1 国民の保護のための措置の関係予算その他の財務に関すること。

	(総務課長) 総務課員	2 臨時電話の配備及び庁内放送に関すること。 3 町有財産の保全対策、被害状況等の把握に関すること。 4 町有自動車の配備及び供与車両の使用の調整に関すること。 5 応急公用負担に関すること。
	税務班 (税務課長) 税務課員	1 家屋、家財、土地等の被害調査に関すること。 2 災害に伴う町税の減免等に関すること。 3 り災証明書が発行に関すること。
	会計班 (会計課長) 会計課員	1 義援金の受付及び保管に関すること。 2 災害時における諸経理の取りまとめに関すること。
	情報処理班 (企画政策課長) 企画政策課員	1 庁内の電算機器の被害調査に関すること。 2 災害情報の電算処理に関すること。 3 被災記録(写真、録画、録音等)に関すること。 4 国民の保護のための措置に関する広報及び公聴に関すること。 5 報道機関との連絡調整及び報道の依頼に関すること。 6 対策本部の情報伝達手段の整備に関すること。
	応援第1班 (議会議務局長) 議会議務局員	1 町議会との連絡に関すること。
災害救助部	救助班 (健康福祉課長) 健康福祉課員	1 救助活動の総括に関すること。 2 救助全般の具体策の策定及び実施に関すること。 3 社会福祉施設等の災害対策に関すること。 4 避難所の開設及びその運営に関すること。 5 炊き出しの計画に関すること。 6 被災者に対する生活保護及び法外援護に関すること。(見舞金品等の取扱いを含む。) 7 義援物品の出納保管及び配分に関すること。 8 衣料、生活必需品の供給に関すること。 9 ひとり暮らし老人、障害者、幼児等災害時要援護者の被害及び避難状況に関すること。 10 日赤活動との連絡に関すること。 11 ボランティアの受け入れ及び派遣に関すること。 12 部内の被害報告の取りまとめ及び調整連絡に関すること。
	医務班 (健康福祉課長) 健康福祉課員	1 被災者の医療救護に関すること。 2 災害時における医療機関との連絡に関すること。 3 救護班の編成に関すること。 4 救護所の開設及び救助用医薬品に関すること。
	防疫衛生班 (住民環境課長) (健康福祉課長)	1 防疫対策の樹立及び伝染病予防に関すること。 2 死体の検案、安置、埋葬に関すること。 3 ごみ、し尿等の環境衛生の保持に関すること。

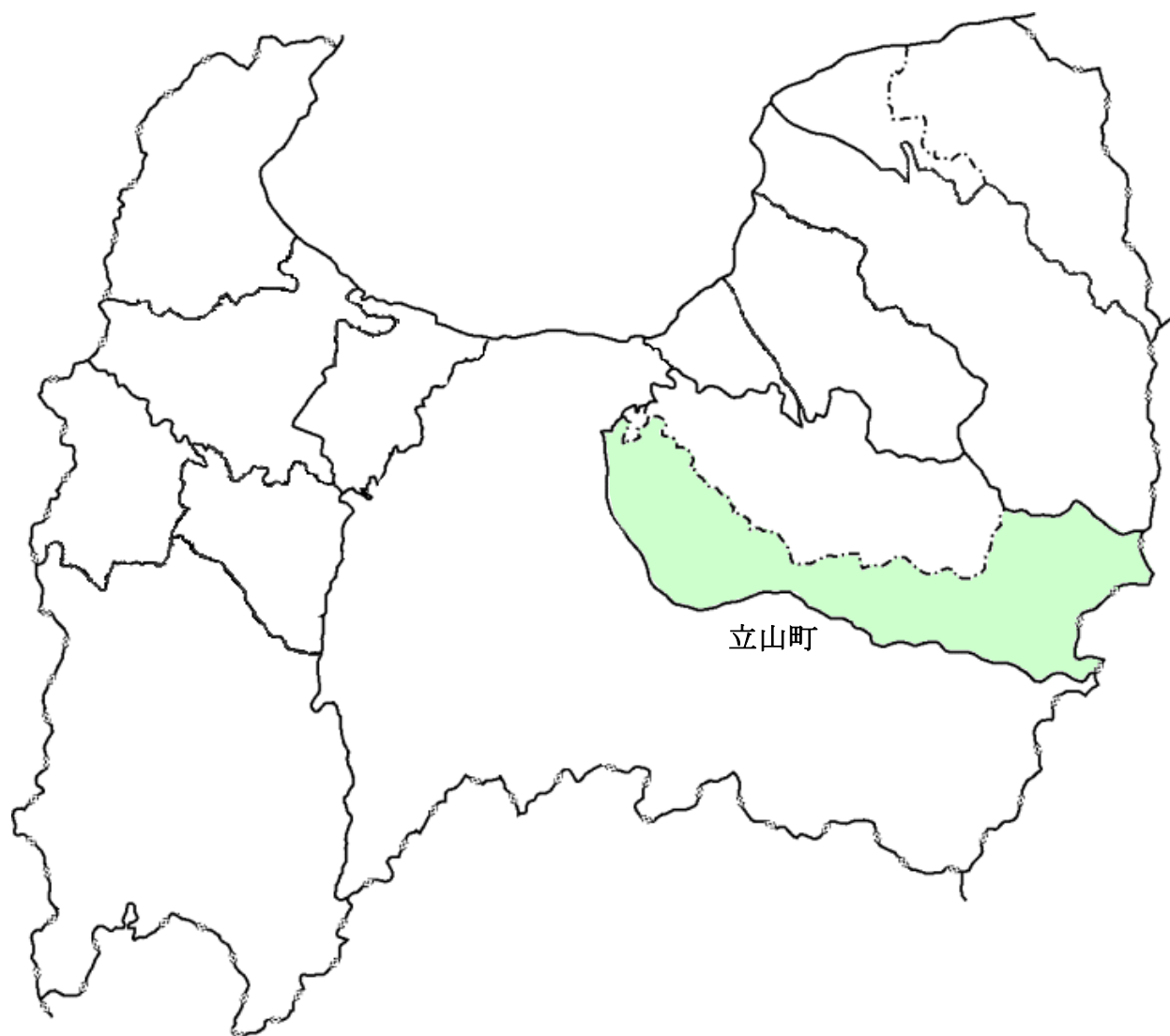
	住民環境課員 健康福祉課員	4 応急仮設トイレ等の確保設置に関すること。 5 火葬施設との連絡に関すること。 6 公害苦情等の処理及び対策に関すること。
建設部	土木・車両班 (建設課長) 建設課員	1 道路、橋りょう、河川の状況把握、安全確保に関すること。 2 道路除雪に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び対策に関すること。 4 応急復旧、緊急措置に要する諸資材の確保に関すること。 5 都市公園及び緑地の状況把握、安全確保及び災害対策に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	応急建設班 (建設課長) 建設課員	1 緊急救援物資の輸送及び車両の確保に関すること。 2 緊急自動車(トラック等)の配車に関すること。 3 緊急通行確保路線に関すること。 4 町営住宅の災害対策に関すること。 5 倒壊家屋等の処理に係る指導に関すること。 6 応急仮設住宅の建設に関すること。 7 その他災害復興建設に関すること。
	水道班 (水道課長) 水道課員	1 上水道施設の災害対策に関すること。 2 下水道施設の災害対策に関すること。 3 災害時における飲料水の確保供給に関すること。 4 飲料水の衛生管理に関すること。
	農林土木班 (農林課長) 農林課員	1 農地の災害対策に関すること。 2 用水管理者、水門管理等指導連絡に関すること。 3 ため池、用排水路、農業用施設の災害対策に関すること。 4 治山及び林道施設の災害対策に関すること。
経済部	農林班 (農林課長) 農林課員	1 災害時の主食、生鮮食料品等の確保に関すること。 2 農作物及び農林畜産施設の被害調査に関すること。 3 農作物及び農業施設の災害対策に関すること。 4 農林産物にかかる病虫害発生防除に関すること。 5 家畜、家きん、畜産施設及び畜産物の災害対策に関すること。 6 家畜飼料に関すること。 7 家畜の伝染病の防疫に関すること。 8 農業関係団体との連絡に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。
	商工観光班 (商工観光課長) 商工観光課員	1 商工対策の総括に関すること。 2 商工業関係資材等の緊急輸送手配に関すること。 3 工場、事業所等の災害対策に関すること。 4 観光施設、観光客の災害対策に関すること。 5 中小企業に対する復旧資金のあっせん及び助成に関すること。 6 労働者災害状況調査に関すること。 7 復帰した住民及び被災者の就職支援に関すること。

		8 勤労者に関する災害対策復旧資金の融資に関すること。 9 災害応急対策及び災害救援に係る労働者の確保の養成に関すること。 10 産業経済団体との連絡調整に関すること。
文教部	庶務班 (教育課長) 教育課員	1 部内の職員の動員に関すること。 2 避難所(教育施設)の開設運営の協力に関すること。 3 教育関係の被害の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 4 所管施設等への避難住民の受入れに関すること。
	学校教育班 (教育課長) 教育課員	1 学校教育施設の災害対策に関すること。 2 被災児童、生徒の授業に関すること。 3 被災児童、生徒への教科書等の支給に関すること。 4 被災児童、生徒の保健管理に関すること。 5 被災児童、生徒の学校給食に関すること。 6 被災生徒の育英、奨学に関すること。 7 児童、生徒の避難誘導及び救護保護に関すること。 8 被災者等の給食に関すること。
	社会教育班 (教育課長) 教育課員	1 社会教育・体育施設の災害対策に関すること。 2 公民館等の災害対策に関すること。 3 避難所収容者に対する生活指導に関すること。 4 文化財等の災害対策に関すること。 5 災害救助活動に協力する婦人会、青年団等の連絡調整に関すること。 6 炊き出しの応援に関すること。
消防部	総務班 (消防署長) 消防署員	1 消防計画の総括に関すること。 2 消防団との連絡調整に関すること。 3 消防団員の動員及び配備に関すること。 4 住民の避難誘導に関すること。 5 自主防災組織に関すること。
	消防班 (消防署長) 消防署員	1 救急、救助業務に関すること。 2 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること。 3 被災者の救助、救出及び救急搬送に関すること。 4 被災地の警備、警戒に関すること。 5 隣接市町村消防機関との相互応援に関すること。

備考 各部各班の共通の分掌事務は、次のとおりとする。

- 1 災害関係情報の収集に関すること。
- 2 被害状況の調査に関すること。
- 3 関係機関への被害状況等の報告及び通報に関すること。
- 4 所属施設又は出先機関の災害対策に関すること。
- 5 他部、他班の応援に関すること。

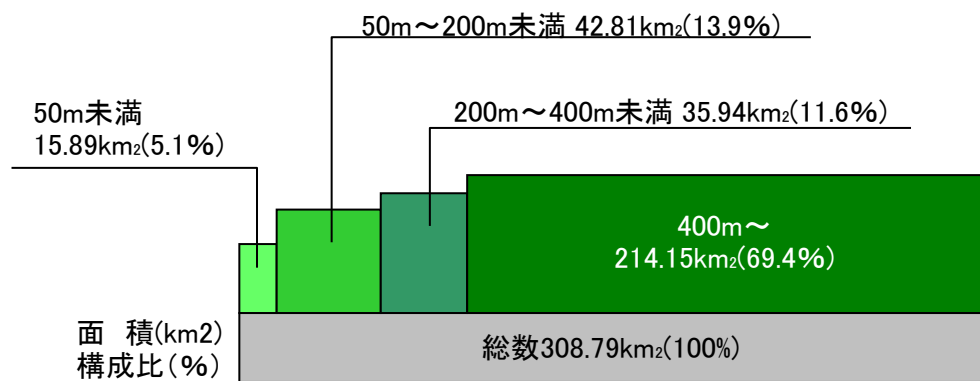
2－1 富山県地図



2-2 立山町地図



2－3 標高別面積



標高	面積(km ²)	割合
50m未満	15.89	5.1%
50m～200m未満	42.81	13.9%
200m～400m未満	35.94	11.6%
400m以上	214.15	69.4%
総数	308.79	100.0%

2-4 月別平均気温及び降水量

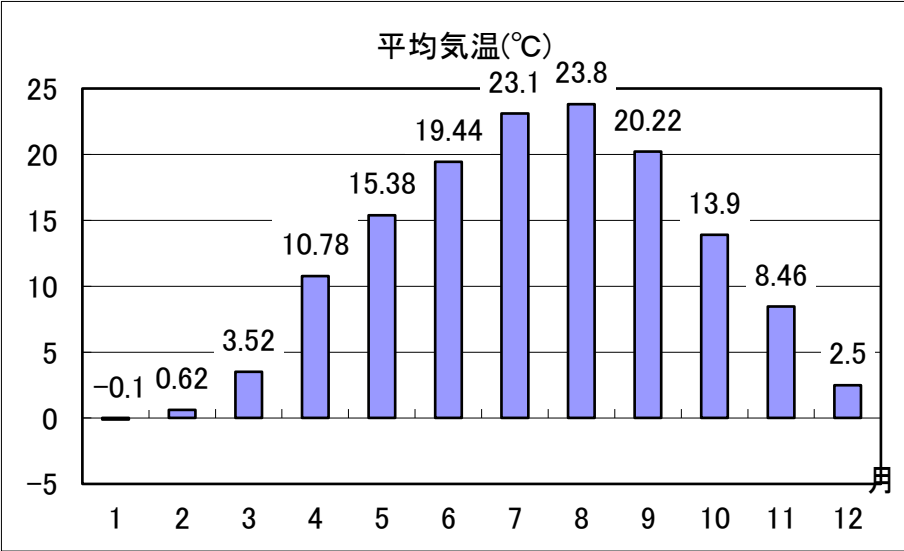
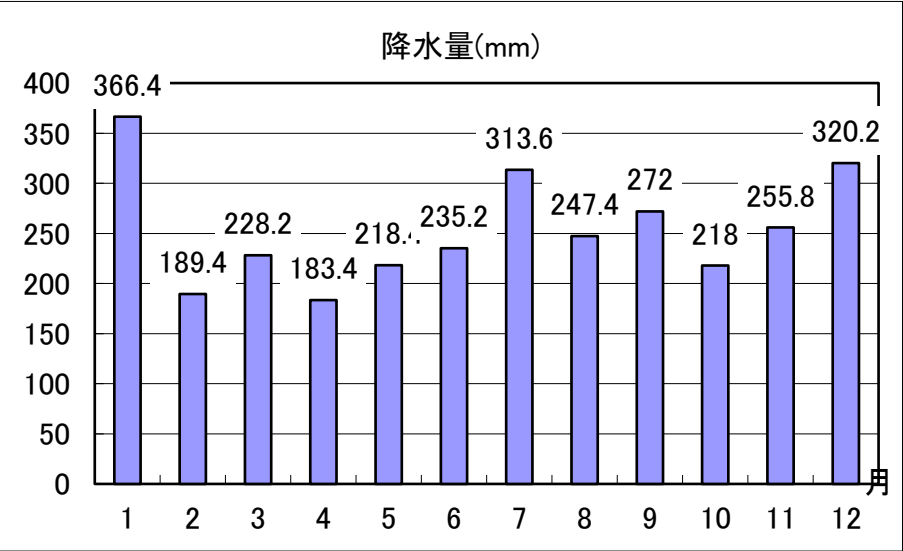
	降水量	最大 日 降水量	最大 1時間 降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	最大風速
単位	mm	mm	mm	℃	℃	℃	m/s	m/s
1月	366.4	53	10	-0.1	14.1	-9.3	0.34	6
2月	189.4	50	16	0.62	19.9	-10.3	0.44	4.8
3月	228.2	46	9	3.52	21.4	-8.7	0.62	5.2
4月	183.4	62	21	10.78	28.9	-1.8	0.8	6.2
5月	218.4	58	17	15.38	29	1.8	0.68	4.2
6月	235.2	88	29	19.44	32.5	9.3	0.6	4.4
7月	313.6	113	54	23.1	34.1	14.3	0.56	4.8
8月	247.4	113	72	23.8	35.3	13.2	0.52	4.6
9月	272	107	41	20.22	34.1	7.1	0.52	5.4
10月	218	91	19	13.9	27.6	2.3	0.48	4.6
11月	255.8	72	17	8.46	24.7	-0.9	0.54	4.8
12月	320.2	59	15	2.5	19.9	-8	0.4	4.6
全年	3048	113	72	11.8	35.3	-10.3	0.54	7.2

∞

上市(富山県)

緯度:北緯36度40.2分／経度:東経137度25.3分

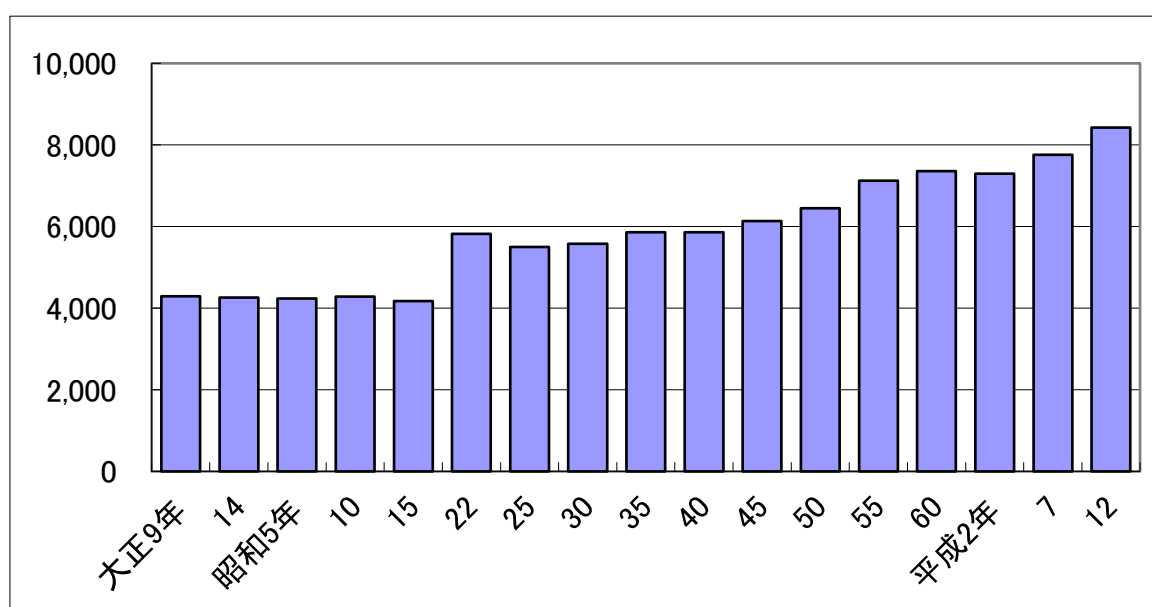
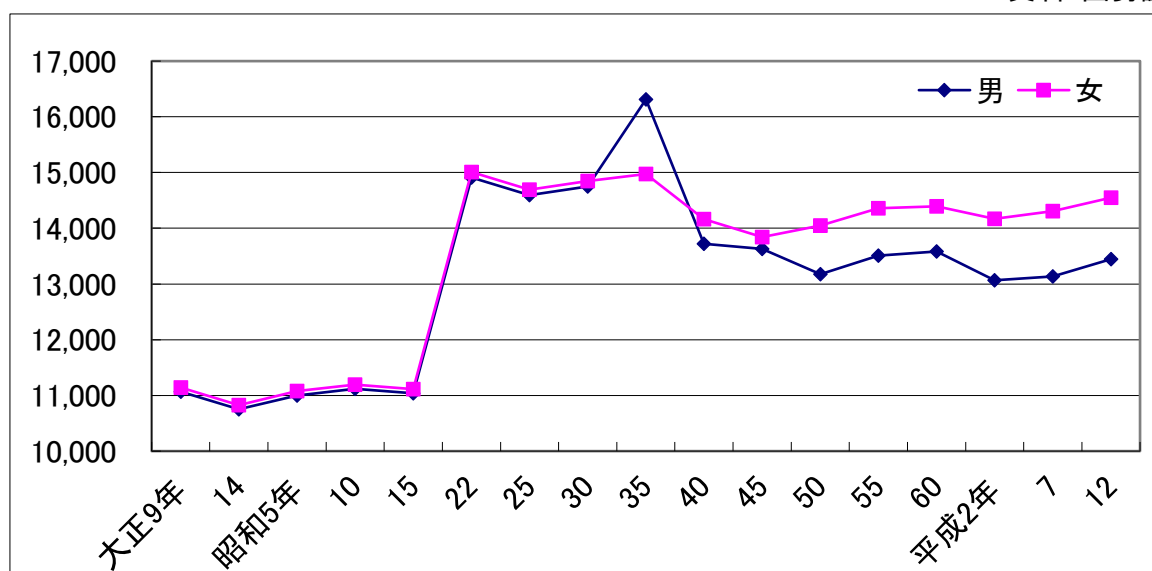
アメダス 2001年から2005年の値



2-5 人口と世帯

年次	世帯数	人口			対前回増加率		人口密度 1km2当り	1世帯当 り平均人 員
		総数	男	女	世帯	人口		
大正9年	4,288	22,205	11,065	11,140	-	-	71.9	5.2
14	4,259	21,577	10,752	10,825	-0.7%	-2.8%	69.9	5.1
昭和5年	4,238	22,076	11,000	11,076	-0.5%	2.3%	71.5	5.2
10	4,283	22,309	11,117	11,192	1.1%	1.1%	72.2	5.2
15	4,175	22,152	11,038	11,114	-2.5%	-0.7%	71.7	5.3
22	5,820	29,917	14,908	15,009	39.4%	35.1%	96.9	5.1
25	5,500	29,283	14,592	14,691	-5.5%	-2.1%	94.8	5.3
30	5,575	29,596	14,749	14,847	1.4%	1.1%	95.8	5.3
35	5,864	31,285	16,313	14,972	5.2%	5.7%	101.3	5.3
40	5,861	27,886	13,720	14,166	-0.1%	-10.9%	90.3	4.8
45	6,133	27,473	13,630	13,843	4.6%	-1.5%	89	4.5
50	6,446	27,226	13,178	14,048	5.1%	-0.9%	88.2	4.2
55	7,124	27,870	13,509	14,361	10.5%	2.4%	90.3	3.9
60	7,362	27,974	13,582	14,392	3.3%	0.4%	90.6	3.8
平成2年	7,293	27,237	13,066	14,171	-0.9%	-2.6%	88.2	3.7
7	7,761	27,444	13,134	14,310	6.4%	0.8%	88.8	3.5
12	8,427	27,994	13,446	14,548	8.6%	2.0%	90.7	3.3

資料：国勢調査



2－6 地区別人口

行 政 区	男	女	計	世 帯
五百石地区	2,630	2,922	5,552	1,782
下段地区	1,546	1,564	3,110	923
高野地区	1,456	1,645	3,101	972
大森地区	1,320	1,363	2,683	757
利田地区	1,477	1,494	2,971	854
上段地区	971	1,118	2,089	643
東谷地区	311	328	639	208
釜ヶ渚地区	1,033	1,136	2,169	654
立山地区	1,371	1,568	2,939	934
新川地区	1,533	1,674	3,207	985
計	13,648	14,812	28,460	8,712

※H18.4.1現在

2－7 年齢別人口統計

平成18年4月1日現在

年 齢	男	女	計	年 齢	男	女	計	年 齢	男	女	計	年 齢	男	女	計
0	109	92	201	25	156	133	289	50	182	175	357	75	142	190	332
1	114	112	226	26	165	134	299	51	203	191	394	76	115	203	318
2	118	130	248	27	144	144	288	52	218	182	400	77	137	173	310
3	118	125	243	28	149	158	307	53	219	227	446	78	117	158	275
4	156	142	298	29	151	150	301	54	187	203	390	79	124	139	263
小 計	615	601	1,216	小 計	765	719	1,484	小 計	1,009	978	1,987	小 計	635	863	1,498
5	130	130	260	30	213	202	415	55	252	205	457	80	104	129	233
6	130	129	259	31	200	205	405	56	225	241	466	81	89	152	241
7	130	150	280	32	231	215	446	57	267	307	574	82	72	122	194
8	139	135	274	33	242	209	451	58	266	289	555	83	49	112	161
9	157	124	281	34	169	194	363	59	208	183	391	84	52	113	165
小 計	686	668	1,354	小 計	1,055	1,025	2,080	小 計	1,218	1,225	2,443	小 計	366	628	994
10	145	122	267	35	176	188	364	60	138	158	296	85	56	103	159
11	149	155	304	36	206	184	390	61	197	225	422	86	35	96	131
12	128	113	241	37	185	162	347	62	196	200	396	87	27	59	86
13	126	125	251	38	167	182	349	63	198	189	387	88	24	61	85
14	137	123	260	39	137	167	304	64	224	215	439	89	25	71	96
小 計	685	638	1,323	小 計	871	883	1,754	小 計	953	987	1,940	小 計	167	390	557
15	129	136	265	40	167	158	325	65	208	197	405	90	21	58	79
16	141	145	286	41	163	180	343	66	158	161	319	91	15	50	65
17	139	142	281	42	152	150	302	67	115	140	255	92	15	36	51
18	137	125	262	43	168	155	323	68	155	194	349	93	12	35	47
19	139	140	279	44	139	148	287	69	148	218	366	94	8	33	41
小 計	685	688	1,373	小 計	789	791	1,580	小 計	784	910	1,694	小 計	71	212	283
20	120	141	261	45	171	175	346	70	157	226	383	95	4	16	20
21	148	137	285	46	175	166	341	71	131	186	317	96	5	14	19
22	155	143	298	47	158	172	330	72	168	202	370	97	2	8	10
23	139	141	280	48	156	168	324	73	141	183	324	98		6	6
24	127	139	266	49	171	183	354	74	164	184	348	99	1	10	11
小 計	689	701	1,390	小 計	831	864	1,695	小 計	761	981	1,742	小 計	12	54	66
0-19	2,671	2,595	5,266	40-64	4,800	4,845	9,645	75≦	1,252	2,153	3,405	100以上	1	6	7
20-39	3,380	3,328	6,708	65-74	1,545	1,891	3,436	65≦	2,797	4,044	6,841	総合計	13,648	14,812	28,460
												平 均	43	46	44

2－8 就業者・通学者別常住人口（昼間人口）数（年齢15歳以上）

単位：人

区分	常住人口 (夜間人口)	流出人口(A)	流入人口(B)	(B)-(A)人口	昼間人口
総人口	27,994	9,434	3,795	△ 5,639	22,355
就業者	15,603	8,494	3,490	△ 5,004	10,599
通学者	1,383	940	237	△ 703	680

資料：平成12年国勢調査



2-9 幹線道路

—— 主要地方道
..... 一般県道

幹線道路一覧表

(主要地方道)

平成17年4月1日現

路線 番号	路 線 名	起 点
		終 点
3	富山立山魚津線	富山市太郎丸字向河原割869番2 魚津市本町1丁目503番地先
4	富山上市線	富山市新庄町(第5)215番3 中新川郡上市町上市61番
6	富山立山公園線	富山市一番町一丁目7番4号 中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂11国有林内163林班
15	立山水橋線	中新川郡立山町宮路中道下74番の9 富山市水橋中村町早稲田割65番1
35	立山山田線	中新川郡立山町下田字天池30番の1 富山市山田小島字南前田470
43	富山上滝立山線	富山市荒町1番の2 中新川郡立山町芦峯寺字豊木31
61	滑川上市線	滑川市河端町2265 中新川郡上市町新町9の2
67	宇奈月大沢野線	下新川郡宇奈月町下立字上山486 富山市笹津字上平割598-1
68	富山外郭環状線	富山市平岡3522 富山市水橋小路293番4

(一般県道)

平成17年4月1日現

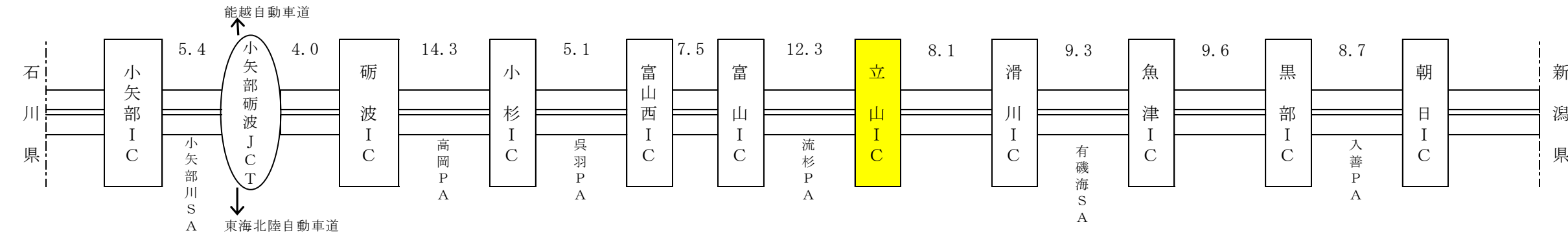
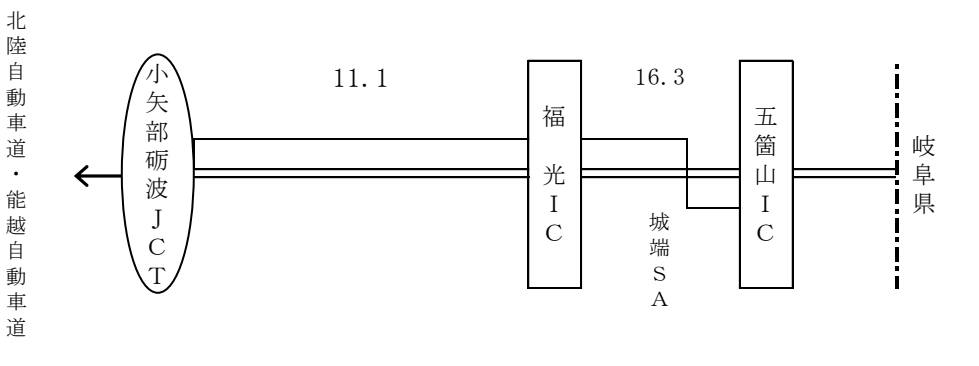
路線 番号	路 線 名	起 点
		終 点
147	立山舟橋線	中新川郡立山町利田1878 中新川郡舟橋村竹内476
151	辻滑川線	中新川郡立山町辻字花川38の2 滑川市加島町221の3
157	道源寺上市線	中新川郡立山町道源寺字上中長698 中新川郡上市町鍵町字熊野町54
158	女川谷口線	中新川郡上市町女川字清水田127番2 中新川郡立山町谷口字村巻41番2
161	岩峯寺大石原水橋線	中新川郡立山町岩峯寺横割275 富山市水橋伊勢屋字川原田39
162	西大森道源寺線	中新川郡立山町西大森441 中新川郡立山町道源寺字鑄塚845番4
163	柿沢泉線	中新川郡上市町柿沢柿木田535の3 中新川郡立山町泉字苗代36の4
164	五百石停車場線	中新川郡立山町前沢993 中新川郡立山町五百石28
166	谷口五百石線	中新川郡立山町谷口字中藪53番乙 中新川郡立山町五百石字東瀬先割11
167	日中五百石線	中新川郡立山町日中三角山26の3 中新川郡立山町五百石東中割200
168	小又榎線	中新川郡立山町小又朝倉1の甲 中新川郡立山町榎字直中2の4
169	米道上瀬戸線	中新川郡立山町米道字中田10 中新川郡立山町上瀬戸西井上89の2
170	弘法称名立山停車場線	中新川郡立山町芦峯寺舟坂外11国有林内137 中新川郡立山町芦峯寺舟坂外11国有林内139林班
182	原千垣停車場線	富山市町原357 中新川郡立山町千垣181
366	西大森五百石線	中新川郡立山町西大森444 中新川郡立山町五百石字西瀬先割4番10
378	松倉宮路線	中新川郡立山町松倉字宇塚24 中新川郡立山町宮路字中道下26

(参考)

有料道路、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路

路線 番号	道 路 種 別	路 線 名	実延長	改良済 延 長	改良率	改良済 5.5未満	5.5m以上改良済		簡易舗装含まず*		簡易舗装含む		橋梁数	橋梁 延長	トンネル 数	歩 道 延 長		摘 要
							延 長	改良率	舗装済 延 長	舗装率	舗装済 延 長	舗装率				設置延長	(延べ 延長)	
6	有料道路 (主要地方道)	富山立山公園線	14,264	14,264	100.0	39	14,225	99.7	14,264	100.0	14,264	100.0	3	266	2	0	0	道路公社
170	歩行者道 (一般県道)	弘法称名立山停車場線	868	868	100.0	868	0	0.0	868	100.0	868	100.0	1	52	0	868	1,722	立

高速自動車国道

区 間 延 長	北陸自動車道（100.3km）＜ 4 車線供用＞																	東海北陸自動車道（33.0km）＜ 暫定 2 車線供用＞										
																												
使用年月	S49.10.29				S48.10.16		S50.10.4			S55.12.19				S58.12.13				S63.7			H4.3.28				H12.9.30		H14.11.16	
市町村別	福光町	小矢部市		砺波市	高岡市	大門町	小杉町	富山市	婦中町	富山市	立山町	上市町	滑川市	魚津市	黒部市	入善町	朝日町	合計	小矢部市	砺波市		福野町	福光町	城端町	上平村	合計		
延長	2.3	9.5		11.2	2.6	2.0	5.6	3.5	4.2	9.8	5.8	4.2	6.6	8.7	7.4	5.0	11.8	100.3	1.2	0.5		3.8	6.9	10.5	10.1	33.0		
橋梁数 トンネル 割合	2 2	15 0		16 0	14 0	2 0	0 0	52 0	16 0	0 0	14 0	14 0	20 0	24 2	20 0	14 0	30 8	253 12	3 0	2 0		5 0	6 0	3 1	6 3	25 4		

- 主） 1. 資料は日本道路公団北陸支社による。
2. 橋梁、トンネルともに上下線を別々に計上する。
3. 橋梁、トンネルともに県境にまたがるものは富山県に計上する。
4. 橋梁、トンネルともに市町村境界にまたがるものは起点側（石川県側）の市町村に計上する。

2－10 ダムの現況

	ダム名	所在市町村	管理者	水系名	河川名	完成年	堤高(m)	総貯水容量(千m ³)	目的			
									F	N	W	P
1	白岩川	立山町	県土木部	白岩川	白岩川	S49	50.0	2,200	○	○	○	
2	黒部	立山町	関西電力(株)	黒部川	黒部川	S38	186.0	199,285				○
3	岩井谷	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	常願寺川	S35	16.2					○
4	真川調整池	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	牛首谷川	S5	19.1	54				○
5	有峰	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	和田川	S37	140.0	223,000				○
6	新中地山	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	和田川	S34	35.0	171				○
7	祐延	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	小口川	S6	45.5	8,907				○
8	真立	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	マッタテ川	S4	21.8	26				○
9	小口川	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	小口川	S56	72.0	2,780				○
10	小俣	富山市(旧大山町)	北陸電力(株)	常願寺川	小口川	S35	37.0	920				○

(目的) F:洪水調節、N:流水の正常な機能の維持、W:水道用水、P:発電

3－1 消防体制等の概況

1 消防体制（18. 4. 1 現在）

消防組織	消防本部	設置別	消防本部のみ設置			
			消防本部・署併設	1		
		消防署数		1		
		出張所数		1		
		消防職員	消防吏員	30		
			その他の職員			
			計	30		
		消・防兼長の専任別	専任			
			市町村長の兼任	1		
			助役の事務取扱			
			組合管理者			
	消防組	消防団数		1		
		分団数		10		
		常備部数				
		常備部出張所数				
		常勤機関員の配置個所数				
		役場消防等の配置数				
		消防団員数	計	325		
			非常勤団員数	325		
			うち役場消防等の職			
			常勤団員数			
		消防施設	区分		消防本部・署	消防団
			普通消防ポンプ自動車		台	10台
水槽付消防ポンプ自動車			2			
はしご付消防(ポンプ)自動車						
屈折はしご付消防(ポンプ)自動車						
大型高所放水車						
泡原液搬送車						
化学消防自動車			1			
救急自動車			3			
無線指揮車			3			
消防艇						
小型動力ポンプ積載車				5		

2 活動状況（17. 1. 1～17.12.31）

消防施設	消防ポンプ等	小型動力ポンプ		台	台		
		電源・照明車					
		排煙・高発砲車					
		広報車		1			
		資材搬送車		1			
	消防水	消火栓	公設	166			
			私設				
			計	166			
		防火水そう	100㎡以上	1			
			40～100㎡未満	36			
			20～40㎡未満	21			
			計	58			
		利井戸	公設				
			私設				
			計				
		消防用無線	固定局		2		
			基地局		2		
			移動局		41		
	携帯局						
	火災通報施設	発信機					
		受信機					
		テレビ監視装置					
		火災専用電話		8			
		消防電話					
	施設	充足	ポンプ車 (本部、署)	現有台数(A)	2		
				基準台数(B)	2		
				充足率(A)/(B)	100.0		
		足	ポンプ (消防団)	現有口数(C)	36		
				基準口数(D)	40		
				充足率(C)/(D)	90.0		
		状況	消防水利	現有数(E)	267		
				基準数(F)	537		
充足率(E)/(F)				49.7			

区分		出動回数(回)	出動人員(人)
本部・署	全体	1,421	3,877
	うち火災	10	57
	〃 救急業務	938	2,814
	〃 演習訓練	40	92
	〃 広報指導	140	280
	〃 警防調査	25	50
	〃 予防査察	216	432
消防団	全体	95	3,376
	うち火災	1	23
	〃 演習訓練	49	3,185
	〃 特別警戒	43	152

3-2 消防本部・署所及び消防団の現況

[平成18年 4月 1日現在]

区分 市町村名	消防本部・署所				消防団				摘 要
	消 防 (局)本 部 設 置 年 月 日			消 防 署 数	出 張 所 数	消 防 団 数	分 団 数	消 防 常 備 部 団 数	
	年	月	日						
立 山 町	S24	12	15	1		1	10		

3-3 救助活動のための機械器具等の保有状況

H18.2.1現在

	一般救助用器具						重量物排除用具				切断用器具						破壊用器具		測定用器具	呼吸保護用器具	隊員保護用器具			水難救助用器具				山岳救助用器具	その他の救助用具				
	かぎ付はしご	三連はしご	救助マツト	救命索発射銃	救助用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧プレッダー	可搬ウインチ	空気ジャッキ	油圧切断器	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	万能ハシ	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	送風器	耐電袋	耐電靴	耐熱服	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	救命ボート	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	
立山町	1	3	1	1	3	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	1	1	12	1	5	1	2	5	2	3	1	2	2	2	9	1

資料: 県消防防災課

3-4 NBC対応資機材保有状況

名称	防毒マスク	吸収缶	防塵フィルタ	空気呼吸器
単位	器	缶	組	器
立山町	14	9	18	9
自己保有	5			9
消防庁貸付	9	9	18	

(平成17年5月31日現在)

3-5 自主防災組織の現況

市町村	管内世帯数A	自主防災組織数				隊員数	組織されている地域の世帯数B	組織率 B/A%	組織率 (16.4.1現在)
		町内会	小学校区	その他	計				
立山町	8,712	50		8	58	13,235	4,634	53.2%	16.6%
富山県内 合計・平均	375,758	874	37	109	1,020	105,487	168,157	44.8%	36.3%

(平成18年4月1日現在)

(参考)

※ 管内世帯数は、住民基本台帳人口及び世帯数(平成17年3月31日現在)による

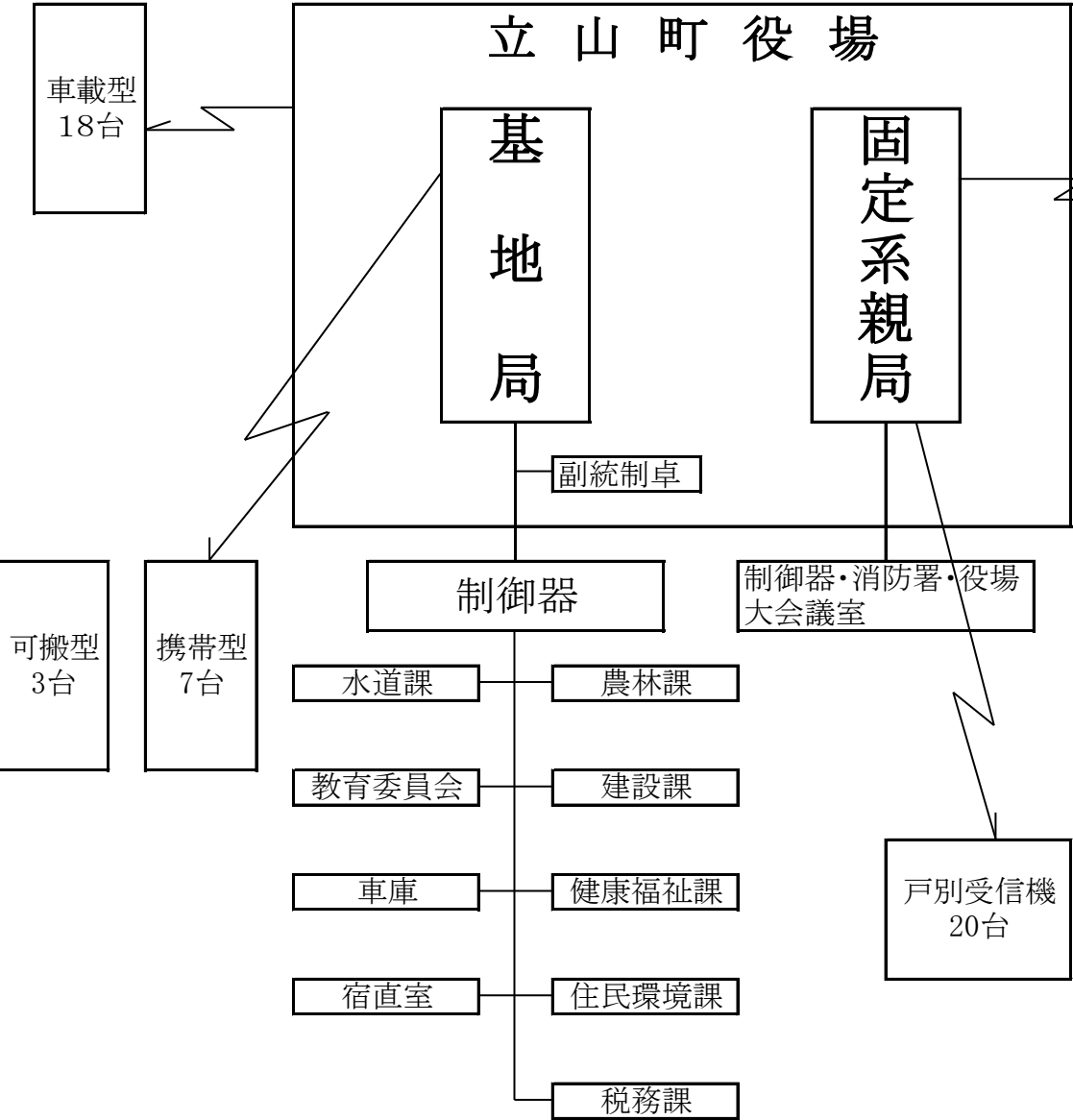
※ 平成16年4月1日現在の組織率は、市町村合併のあった市町村については旧市町村の世帯数を合算し算出した。

3-6 婦人防火クラブの現況

[平成17年4月1日現在]										
区分 市町村名	計		市街地		農山村地域		漁村地域		その他	
	組織数 (ア)~(エ)	人員数 (カ)~(ケ)	組織数 (ア)	人員数 (カ)	組織数 (イ)	人員数 (キ)	組織数 (ウ)	人員数 (ク)	組織数 (エ)	人員数 (ケ)
立山町	8	156			8	156				
富山県内 合計	198	43,252	96	39,688	88	2,658	4	116	10	790

4-1 立山町防災行政無線施設設置状況

〔移動局系〕



〔固定局系〕

子局	
No	設置場所
1	立山町役場
2	立山町消防署
3	榎公民館
4	野町公民館
5	大森消防屯所
6	下段公民館
7	利田保育所
8	上段資料館前
9	白岩消防屯所前
10	中林地内町道
11	釜ヶ淵公民館
12	岩嶺公民館
13	東峯小学校
14	千垣公民館
15	芦嶺消防屯所
16	立山コミュニティ消防センター
17	J A アルプス新川支店
18	泉公民館
19	宮成住宅上
20	大日町公民館
21	栃津消防屯所
22	虫谷消防屯所
23	目桑園地
24	横江地蔵
25	野口公民館
26	日中日置神社
27	四谷尾地内町道
28	末三賀西部公民館
29	辻公民館
30	浅生黒谷金属前
31	上末公民館前
32	吉峰地区南口
33	三ツ塚新公民館
34	女川新公民館
35	米道公民館
36	野沢地内町道
37	谷口公民館
38	上女川新公民館
39	上段南部農村集落センター
40	若宮公民館
41	沢端公民館
42	東中野新地内町道
43	末上野長屋公民館
44	上野集落素盞鳴神社
45	大清水スノーステーション
46	金剛新集落村社神明社
47	中央体育センター
48	草野公民館
49	沢中山公民館
50	曾我ミサワ団地公園内
51	国立青少年自然の家
52	野村公民館
53	みどりの森保育園
54	前沢3号公園内
55	新川公民館
56	下新公民館
57	下段公民館
58	寺田集落神明社付近
59	下田公民館隣接遊具場
60	立山町総合公園

5－1 大規模小売店舗の概要

H23. 1. 1現在

所 在 地	大規模小売店舗の名称	設置者名	設置者の住所	開店日	店舗面積 (㎡)	小 売 業 の 概 要	
						業者数	主な小売業者
立山町							
草野101外12筆	立山ショッピングセン ターナビオ	立山ショッピン グセンター	立山町	草野101	5. 3. 18	3, 069	9 えんじマート
草野43外4筆	カーマホームセンター立 山店	カーマ	愛知県	刈谷市日高町3-411	5. 3. 18	2, 320	1 カーマ
日俣16-1外13筆	大阪屋立山店	大阪屋	富山市	赤田487-1	22. 3. 12	2, 126	3 大阪屋立山店
辻64	新鮮市場立山インター店	新鮮市場	射水市	流通センター水戸田 3-8-1	20. 8. 1	2, 882	3 新鮮市場立山インター店
計	3					7, 515	13

5－2 外国人登録者数

平成17年12月31日現在

	計	アルゼンチン	オーストラリア	ブラジル	中国	フランス	インドネシア	韓国又は朝鮮	ネパール	オランダ	パキスタン	フィリピン	タイ	英国	ウクライナ
立 山 町	144	1	1	6	74	1	2	28	6	1	1	19	2	1	1

単位：人

5 - 3 生活関連等施設の概要

国民保護法 施行令	施行令 各号	施設の種類	所管省庁	対象 施設数
第27条	1号	発電所(最大出力5万キロワット以上)、変電所(使用電圧10万ボルト以上)	経済産業省	—
	2号	ガス工作物(ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー)	経済産業省	—
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池(10万立方メートル/日以上)	厚生労働省	—
	4号	鉄道施設、軌道施設(利用者10万人/日以上)	国土交通省	—
	5号	電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備	総務省	—
	6号	国内放送を行う放送局の無線設備	総務省	—
	7号	水域施設、係留施設(重要港湾)	国土交通省	—
	8号	滑走路等、旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム(堤頂高15m未満のダムを除く)	国土交通省	2
第28条	1号	危険物取扱所	総務省消防庁	—
	2号	毒物劇物取扱所	厚生労働省	1
	3号	火薬類製造所、火薬庫	経済産業省	1
	4号	高圧ガスの製造施設、貯蔵設備	経済産業省	1
	5号	核燃料物質使用施設、廃棄施設	文部科学省、経済産業省	—
	6号	核燃料物質使用施設、製錬施設	文部科学省、経済産業省	—
	7号	放射性同位元素の許可届出使用事業者等	文部科学省	2
	8号	薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所(動物用医薬品を含む)	厚生労働省、農林水産省	—
	9号	高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	経済産業省	—
	10号	生物剤・毒素の取扱所	文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	—
	11号	毒性物質取扱所	経済産業省	—
合計				7

6－1 鉄軌道事業者路線別輸送状況

事業者名	路線名	区間（営業キロ）	輸送人員（千人）				
			定期			定期外	合計
			通勤	通学	計		
富山地方鉄道	立山線	寺田～立山（24.2）	211	319	530	307	837
立山黒部貫光	鋼索線	立山～美女平（1.3）	1	0	1	871	872
	無軌条電車線	室堂～大観峰（3.7）	0	0	0	832	832
	鋼索線	黒部平～黒部湖（0.8）	0	0	0	925	925

○地方鉄道の輸送人員推移

	H 2	H 7	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H15/H2
立山線	1,525	1,264	932	869	867	837	54.9%

6－2 富山県タクシー協会加盟事業者一覧、保有車両数

事業者名	郵便番号	住所（所在地）	電話	FAX	中	小	計
					型	型	
立山交通(資)	930-0221	立山町前沢1173-6	// 463-1188	463-1192	2	6	8
協和タクシー(有)	930-0231	立山町坂井沢22	// 463-3939	463-1334	2	5	7

6－3 富山県トラック協会加盟事業者一覧、保有車両数

H18. 4. 1現在

事業種別	事業者名称	住所	電話番号	FAX番号			
一般	丸新志鷹建設株式会社	中新川郡立山町芦峯寺49	076-481-1201	076-481-1203			
一般	有限会社村岡運輸	中新川郡立山町下段225-1	076-463-3903	076-463-3908			
一般	立山物流株式会社	中新川郡立山町五百石141	076-463-0604	076-463-3230			
一般	有限会社村田運輸	中新川郡立山町五百石45	076-463-0508	076-463-2262			
一般	立山陸送株式会社	中新川郡立山町五郎丸127-5	076-463-0164	076-463-2618			
一般	大高運輸株式会社北陸支店	中新川郡立山町坂井沢141-1	076-463-5377	076-462-9378			
一般	有限会社西尾運輸	中新川郡立山町上中東鴨尻8-1	076-463-2501	076-463-2552			
一般	株式会社古川興業	中新川郡立山町西大森680	076-462-1777	076-462-1794			
一般	有限会社島田建材運輸	中新川郡立山町沢端810	076-463-1720	076-463-1357			
一般	有限会社五大興業	中新川郡立山町野口436	076-463-3675	076-463-5875	種別保有車両数(台)		
一般	株式会社宝運	中新川郡立山町利田2391	076-462-8688	076-462-2388	普通	小型	計
				立山町計	175	4	179

7-1 備蓄品の状況

(平成17年4月1日現在)

(平成17年4月1日現在)

区 分 市町村名	備 蓄 物 資 等 の 状 況																		
	食 糧					飲 料	毛 布	被 服	日 用 品		医 療 品	テ ン	担 架	ト イ	浄 水 装 置	防災資機材			
	乾 パ ン (食)	麵インスタン類ト (個)	米 (kg)	缶 詰					ろ う そ く (本)	懐 中 電 灯 (個)						初 期 消 火 用 (有無)	情 報 連 絡 (有無)	避 難 救 護 (有無)	
				主	副														
立 山 町							1,000			10									

7-2 火葬場所在地

	火葬場名	所在地	電話番号 F A X 番号
1	富山霊園富山市斎場	富山市西番 135 番地	076-425-4081 076-425-4100
2	富山市北部斎場	富山市岩瀬池田町 71 番地	076-438-1701 076-438-1701
3	あじさい苑	富山市坂本 3038 番地の 1	076-467-1181
4	富山市婦負斎場	富山市八尾町三田 77 番地	076-455-1753

8－1 病院、保健所のリスト

【病院】

病院	所 在 地	TEL	開 設 者	管 理 者	病 床 一 般 救 急 数 計 病 床 指 定
藤 木 病 院	立 山 町 大石原225	076- 463-1301	医療法人財団恵仁会	藤 木 龍 輔	60 60 ○

【医院】

医院	所在地	TEL
黒田内科医院	立山町五百石 2 1 8	076-463-0006
内科酒井医院	立山町五百石 2 7	076-463-1567
かとうこどもクリニック	立山町大石原 1 8 7	076-462-1113
金木クリニック	立山町五百石 1 6 5	076-463-0066
うめざわ内科クリニック	立山町前沢新町 4 0 6	076-463-5200
植野耳鼻咽喉科医院	立山町前沢 2 7 1 0－3 6	076-463-5010
植野内科医院	立山町前沢 2 7 1 0－3 4	076-463-5030
尾崎眼科クリニック	立山町大石原 2 0 0－2	076-463-5477
岩嶺寺クリニック	立山町宮路 4 8	076-483-8188
五百石整形外科医院	立山町五百石 1 8 4	076-462-0001

【歯科医院】

歯科医院	所在地	TEL
小泉歯科医院	立山町前沢 2 7 8 7－3	076-463-1051
川口歯科医院	立山町前沢新町 7 1 1	076-464-1166
坂下歯科医院	立山町前沢 2 8 4 0 の 7	076-463-1066
岩嶺歯科医院	立山町宮路 1 3 7	076-483-1118
幾島歯科医院	立山町前沢 2 8 6 0－1	076-463-1900
歯科MYクリニック	立山町前沢字東相塚 2 3 3 7－4	076-463-6480
マキノ歯科医院	立山町草野 1 2 2－2	076-463-0269
前川歯科クリニック	立山町利田 3 7 0－5	076-424-8371

【保健所】

機関名	所 在 地	TEL	FAX
中部厚生センター	中新川郡上市町横法音寺 4 0	076-472-1234	076-473-0667

9-1 ごみ処理施設一覧

1 ごみ焼却処理施設

H17.11. 1 現在

市 町 村 等	施 設 名	電 話 番 号	能 力	所 在 地
富山地区広域圏事務組合	ク リ ー ン セ ン タ ー	076-462-1187	810	立山町末三賀103-4

2 粗大ごみ処理施設

H17.11. 1 現在

市 町 村 等	施 設 名	電 話 番 号	能 力	所 在 地
富山地区広域圏事務組合	リ サ イ ク ル セ ン タ ー	076-429-3121	70	富山市辰尾170-1

3 廃棄物再生利用施設（リサイクルプラザ）

H17.11. 1 現在

市 町 村 等	施 設 名	電 話 番 号	能 力	所 在 地
富山地区広域圏事務組合	リ サ イ ク ル セ ン タ ー	076-429-3121	41.3	富山市辰尾170-1

5 一般廃棄物最終処分場

H17.11. 1 現在

市 町 村 等	施 設 名	電 話 番 号	所 在 地
富 山 市	山 本 最 終 処 分 場	076-436-0283	富山市山本字水木谷19

資料：県環境政策課

10-1 立山町国民保護協議会条例

平成18年3月28日

条例第1号

立山町国民保護協議会条例を公布する。

立山町国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、立山町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

10-2 立山町国民保護協議会委員名簿

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第1項)

区分	職名	氏名	住所	電話番号	備考
会長	立山町長	舟橋 貴之	立山町前沢2440	463-1121	

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第4項)

区分	職名	氏名	住所	電話番号	備考
委員	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所長	小林 正典	富山市奥田新町2-1	443-4701	1号
〃	国土交通省北陸地方整備局 立山砂防事務所長	田井中 治	立山町芦峯寺ブナ坂61	482-1111	1号
〃	富山県立山土木事務所長	福井 正和	立山町前沢2359-5	463-1101	3号
〃	富山県上市警察署長	山本 修一	上市町大坪5-1	472-0110	3号
〃	立山町副町長	舟崎 邦雄	立山町前沢2440	463-1121	4号
〃	立山町教育長	大岩 久七	立山町前沢2440	463-1121	5号
〃	立山町消防署長	佐伯 秋雄	立山町米沢36	463-0005	5号
〃	立山町総務課長	大江 茂	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町企画政策課長	青木 生幸	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町建設課長	永山 國男	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町農林課長	城前 正道	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町住民環境課長	跡治 宗一	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町健康福祉課長	森 喜茂	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町水道課長	有馬 清隆	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	立山町議会事務局長	寶田 清信	立山町前沢2440	463-1121	6号
〃	北陸電力(株)富山支店長	酒井 英治	富山市牛島町13-15	441-3511	7号
〃	N T T 西日本(株)富山支店長	綾田 景史	富山市東田地方町1-1-30	445-9100	7号
〃	立山町消防団長	高平 公嗣	立山町高原八ツ屋161	463-0222	8号

1 1 - 1 立山町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日

条例第2号

立山町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を公布する。

立山町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、立山町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、立山町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 2 - 1 関係機関の連絡先一覧

○指定行政機関

	名称	担当部署	所在地	電話	FAX	その他の連絡方法
1	内閣府	大臣官房 企画調整課	千代田区永田町1-6-1	(03)3581-3513	(03)3581-4839	
2	国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2	(03)3581-0141	(03)3581-0744	
3	警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2	(03)3581-0141	(03)3581-0744	
4	防衛省	運用局 運用課	新宿区市谷本村町5-1	(03)3268-3111	(03)5225-3022	各都道府県からの連絡の窓口は別紙のとおり
5	防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町5-1	(03)3268-3111	(03)5227-2224	
6	金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-1-1	(03)3506-6433	(03)3506-6011	
7	総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2	(03)5253-5089	(03)5253-5093	中防電話:4821
8	消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	(03)5253-7550	(03)5253-7543	
9	法務省	大臣官房 秘書課政策評価企画室	千代田区霞が関1-1-1	(03)3580-4160	(03)3592-7009	
10	公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1	(03)3592-2638	(03)3592-6605	
11	外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	(03)5501-8059	(03)5501-8057	
12	財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-7934	(03)5251-2163	-
13	国税庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関3-1-1	(03)3581-4161	(03)3593-0401	
14	文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内2-5-1	(03)6734-2290	(03)6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902
15	文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内2-5-1	(03)6734-2290	(03)6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線FAX:6441 危機管理WAN電話:44113 危機管理WANFAX:44902
16	厚生労働省	社会・援護局 総務課	千代田区霞が関1-2-2	(03)3595-2612	(03)3503-3099	
17	農林水産省	総合食料局 食料企画課	千代田区霞が関1-2-1	(03)3502-7942	(03)3591-1648	
18	林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	(03)3501-3884	(03)3591-1648	
19	水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	(03)3501-3884	(03)3591-1648	
20	経済産業省	連絡先は原子力安全・保安院と同様	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501-1637	(03)3501-1167	
21	資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501-1511		
22	中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501-1511		
23	原子力・保安院	企画調整課	千代田区霞が関1-3-1	(03)3501-1637	(03)3501-1167	
24	国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関2-1-3	(03)5253-8888	(03)5253-8891	
25	国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1	(029)864-4148	(029)864-1807	
26	気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4	(03)3211-3014	(03)3201-0682	
27	海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	(03)3591-9822	(03)3580-8778	
28	環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-2-2	(03)3580-1374	(03)3580-2517	

○指定地方行政機関

	名称	担当部署	所在地	電話	FAX
1	中部管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目1番1号	(052)951-6000 (内5511)	(052)954-8880
2	近畿中部防衛局	総務部総務課	大阪府中央区大手前4-1-67(大阪合同庁舎第2号館)	(06)6945-4951	(06)6945-7681
3	北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	(076)233-4410	(076)233-4419
4	北陸財務局	総務課	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	(076)291-6226
5	東海北陸厚生局	総務課	愛知県名古屋市中区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第3号館3階	(052)971-8831	(052)971-8861
6	富山労働局	総務課	富山市牛島新町11番7号富山合同庁舎	(076)432-2727	(076)432-6471
7	北陸農政局	企画調整室	金沢市広坂2-2-60	(076)232-4206	(076)232-4218
8	中部森林管理局	企画調整室	長野県長野市大字栗田715-5	(026)236-2516	(026)236-2657
9	中部経済産業局	総務企画部総務課	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番地2号	(052)951-2683	(052)962-6804
10	中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局	総務課	富山県富山市愛宕町1丁目2番26号	(076)432-5588	(076)432-5526
11	中部近畿産業保安監督部	管理課	愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 中部経済産業局総合庁舎1階	(052)951-0558	(052)951-9803
12	北陸地方整備局	企画部 防災課	新潟県新潟市白山浦1丁目425番地2	(025)266-1171	(025)233-3358
13	北陸信越運輸局	企画部 環境・安全防災課	新潟市万代2丁目2番1号	(025)244-6116	(025)244-6123
14	大阪航空局	総務部 航空保安対策課	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号	(06)6949-6211	(06)6945-8460
15	東京管区气象台	総務部 総務課	100-0004 東京都千代田区大手町1-3-4	(03)3212-3848	(03)3212-3390
16	第九管区海上保安本部	総務部総務課	新潟県新潟市万代2-2-1	(025)244-4188	(025)244-4159

○武力攻撃事態等において地方公共団体との連絡調整を担当する部隊等の長

	部隊等の長及び窓口	区分	所在地	電話	内線
1	中部方面総監 防衛部	陸自	664-0012 伊丹市緑ヶ丘7-1-1	(072)782-0001	2860、2861 (当直内線:2205)
2	舞鶴地方総監 第3幕僚室	海自	625-8510 舞鶴市字余部下1190	(0773)62-2250	2222 (当直内線:2223)
3	第6航空団司令 防衛部	空自	923-8586 小松市向本折町戊267	(0761)22-2101	231 (当直内線:225)

○県等の機関

機関名	担当課	所在地	電話	FAX
知 事 政 策 室	知 事 政 策 室	(〒930-8501)富山市新総曲輪1-7	076(444)8652	076(444)3473
	消 防 ・ 危 機 管 理 課	〃 〃	076(444)9671	076(432)0657
経 営 管 理 部	人 事 課	〃 〃	076(444)3162	076(444)3484
	管 財 課	〃 〃	076(444)3174	076(444)3486
生 活 環 境 文 化 部	県 民 生 活 課	〃 〃	076(444)3128	076(444)3477
	環 境 保 全 課	〃 〃	076(444)3142	076(444)3481
厚 生 部	厚 生 企 画 課	〃 〃	076(444)3196	076(444)3491
	医 務 課	〃 〃	076(444)3219	076(444)3495
	健 康 課	〃 〃	076(444)3225	076(444)3496
商 工 労 働 部	商 工 企 画 課	〃 〃	076(444)3242	076(444)4401
農 林 水 産 部	農 林 水 産 企 画 課	〃 〃	076(444)3264	076(444)4407
	耕 地 課	〃 〃	076(444)3378	076(444)3437
	森 林 政 策 課	〃 〃	076(444)3394	076(444)4429
土 木 部	管 理 課	〃 〃	076(444)3307	076(444)4414
	建 設 技 術 企 画 課	〃 〃	076(444)3315	076(442)7954
	道 路 課	〃 〃	076(444)3108	076(444)4416
	河 川 課	〃 〃	076(444)9098	076(444)4417
	港 湾 空 港 課	〃 〃	076(444)3335	076(444)4419
	砂 防 課	〃 〃	076(444)3342	076(444)4420
企 業 局	経 営 管 理 課	(〒930-0094)富山市安住町2-14	076(444)2139	076(444)2154
教 育 委 員 会	教 育 企 画 課	(〒930-8501)富山市新総曲輪1-7	076(444)3430	076(444)4433
警 察 本 部	警 備 課	(〒930-8570) 〃	076(441)2211	内線 2732
	地 域 課	〃 〃	076(441)2211	内線 2432
	交 通 規 制 課	〃 〃	076(441)2211	内線 2642
総 合 県 税 事 務 所	企 画 管 理 課	(〒930-0096)富山市舟橋北町1-11	076(444)4503	076(444)4514
高 岡 厚 生 セ ン タ ー		(〒939-0806)高岡市赤祖父211	0766(26)8413	0766(26)8464
高岡厚生センター小杉支所		(〒939-0351)小杉町戸破1875-1	0766(56)2666	0766(56)5494
高岡厚生センター氷見支所		(〒935-0021)氷見市幸町34-9	0766(74)1780	0766(74)0374
中 部 厚 生 セ ン タ ー		(〒930-0355)上市町横法音寺40	076(472)1234	076(473)0667
新 川 厚 生 セ ン タ ー		(〒938-0025)黒部市堀切新343	0765(52)1224	0765(52)4440
新川厚生センター魚津支所		(〒937-0805)魚津市本江1397	0765(24)0359	0765(24)9220
砺 波 厚 生 セ ン タ ー		(〒939-1506)南砺市高儀147	0763(22)3512	0763(22)7235
砺波厚生センター小矢部支所		(〒932-0833)小矢部市綾子260-1	0766(67)1070	0766(67)4270
富 山 市 保 健 所		(〒939-8588)富山市蜷川459-1	076(428)1155	076(428)1150
心 の 健 康 セ ン タ ー		(〒939-8222)富山市蜷川459-1	076(428)1511	076(428)1510
富 山 土 木 セ ン タ ー 立山土木事務所	施 設 管 理 課	(〒930-0096)富山市舟橋北町1-11	076(444)4450	076(444)4517
	工 務 第 一 課	(〒930-0221)立山町前沢2359-5	076(463)1101	076(463)2698
高 岡 土 木 セ ン タ ー	施 設 管 理 課	(〒933-0806)高岡市赤祖父211	0766(26)8428	0766(26)8465
氷見土木事務所	工 務 第 一 課	(〒935-0023)氷見市朝日丘9-24	0766(74)0949	0766(74)5464
小矢部土木事務所	工 務 第 一 課	(〒932-0051)小矢部市今石動町2-13-1	0766(67)0262	0766(67)6554
新 川 土 木 セ ン タ ー 入善土木事務所	工 務 第 一 課	(〒937-0863)魚津市新宿10-7	0765(22)9119	0765(22)9153
	工 務 第 一 課	(〒939-0642)入善町上野11473	0765(72)1133	0765(74)2071
砺 波 土 木 セ ン タ ー	工 務 第 一 課	(〒939-1532)南砺市寺家330	0763(22)3524	0763(22)6698
魚 津 農 地 林 務 事 務 所	総 務 課	(〒937-0863)魚津市新宿10-7	0765(22)9133	0765(22)9154
富 山 農 地 林 務 事 務 所	総 務 課	(〒930-0096)富山市舟橋北町1-11	076(444)4463	076(444)4518
高 岡 農 地 林 務 事 務 所	総 務 課	(〒930-0806)高岡市赤祖父211	0766(26)8440	0766(26)8466
砺 波 農 地 林 務 事 務 所	総 務 課	(〒939-1386)砺波市幸町1-7	0763(32)8120	0763(32)8140

○市町村

市町村名	担当課	所在地	電話	FAX
富山市	企画調整課	(〒930-8510)富山市新桜町7-38	076(443)2079	076(443)2350
高岡市	総務課危機管理室	(〒933-8601)高岡市広小路7-50	0766(20)1229	0766(20)1325
魚津市	総務課	(〒937-8555)魚津市釈迦堂1-10-1	0765(23)1019	0765(23)1051
氷見市	〃	(〒935-8686)氷見市丸の内1-1	0766(74)8021	0766(74)4004
滑川市	〃	(〒936-8601)滑川市寺家町104	076(475)3311	076(475)6299
黒部市	〃	(〒938-8555)黒部市三日市725	0765(54)2111	0765(54)4461
砺波市	〃	(〒939-1398)砺波市栄町7-3	0763(33)1111	0763(33)5325
小矢部市	〃	(〒932-8611)小矢部市本町1-1	0766(67)1760	0766(68)2171
南砺市	〃	(〒939-1596)南砺市苗島4880	0763(23)2003	0763(22)1114
射水市	〃	(〒939-0393)射水市戸破1511	0766(57)1627	0766(57)0528
舟橋村	〃	(〒930-0295)舟橋村仏生寺55	076(464)1121	076(464)1066
上市町	〃	(〒930-0393)上市町法音寺1	076(472)0001	076(472)1115
立山町	〃	(〒930-0292)立山町前沢2440	076(463)1121	076(463)1254
入善町	〃	(〒939-0693)入善町入膳3255	0765(72)1100	0765(74)0067
朝日町	総務政策課	(〒939-0793)朝日町道下1133	0765(83)1100	0765(83)1109

○市町村消防

市町村名	本部・署	所在地	電話	FAX
富山市	本部（局）	(〒939-8075)富山市今泉191-1	076(493)4141	076(493)5665
	富山署	〃	〃	076(493)4809
	富山北署	(〒931-8336)富山市高畠町1-10-30	076(437)7141	076(437)7142
	呉羽署	(〒930-0138)富山市呉羽町2417-5	076(436)5040	076(436)2166
	水橋署	(〒939-0536)富山市水橋柳寺7	076(478)0061	076(478)0046
	大沢野署	(〒939-2256)富山市上二杉202	076(468)1212	076(468)1242
	大山署	(〒930-1326)富山市花崎737	076(483)1119	076(483)1194
	八尾署	(〒939-2341)富山市八尾町源川原595-5	076(454)2119	076(455)0336
	婦中署	(〒939-2753)富山市婦中町笹倉128	076(466)2280	076(466)3048
高岡市	本部	(〒933-0057)高岡市広小路5-10	0766(22)3131	0766(26)7002
	高岡署	〃	〃	0766(26)7004
	伏木署	(〒933-0101)高岡市伏木国分1-10-1	0766(44)1122	0766(44)7990
	戸出署	(〒939-1104)高岡市戸出大清水281	0766(63)0045	0766(63)4467
	福岡署	(〒939-0115)高岡市福岡町下蓑新374	0766(64)3305	0766(64)6119
魚津市	本魚津部署	(〒937-0805)魚津市本江3197-1	0765(24)0119	0765(23)9178
氷見市	本氷見部署	(〒935-0063)氷見市加納387-1	0766(74)8300	0766(74)8338
滑川市	本滑川部署	(〒936-0053)滑川市上小泉24	076(475)0180	076(475)7719
黒部市	本黒部部署	(〒938-0038)黒部市新天72	0765(54)0180	0765(54)3992
	宇奈月署	(〒938-0282)黒部市宇奈月温泉322番地3	0765(62)1226	0765(62)2010
砺波広域圏消防本部	本部	(〒939-1328)砺波市大辻501	0763(32)4957	0763(32)2081
	砺波署	〃	0763(33)0119	〃
	城端署	(〒939-1867)南砺市城端2131	0763(62)0119	0763(62)3991
	井波庄川署	(〒932-0212)南砺市山斐95	0763(82)0119	0763(82)6604
	福野署	(〒939-1521)南砺市苗島4868	0763(22)2221	0763(22)3484
	福光署	(〒939-1661)南砺市天神242	0763(52)0075	0763(52)4496
小矢部市	本小矢部部署	(〒932-0052)小矢部市泉町2-37	0766(67)0119	0766(67)5108
射水市	本射水部署	(〒939-0332)射水市橋下条1522	0766(56)0119	0766(56)9543
	新湊署	(〒934-0011)射水市本町2-10-30	0766(82)8333	0766(82)6826
上市町	本上市部署	(〒930-0362)上市町稗田36	076(472)2244	076(473)0055
立山町	本立山部署	(〒930-3265)立山町米沢36	076(463)0005	076(463)1610
入善町	本入善部署	(〒939-0626)入善町入膳3520-1	0765(72)0135	0765(72)0937
朝日町	本朝日部署	(〒939-0731)朝日町東草野1608	0765(83)0009	0765(83)1867

○指定公共機関、指定地方公共機関

【指定公共機関事業者】

種別	事業者名	支店等・窓口	〒	住所	電話	FAX
放送事業者	日本放送協会	富山放送局	930-0006	富山市新総曲輪3-1	076-444-6630	076-442-6092
運送事業者	(株)日本航空インターナショナル	(株)日本航空経営企画室	140-8605	東京都品川区東品川2-4-11	03-5769-6032	03-5769-6482
	全日本空輸(株)	富山支店	939-0007	富山市宝町1-3-10明治安田生命富山駅前ビル6 F	076-431-0767	076-431-0756
	エアーニッポン(株)	全日本空輸(株)富山支店	939-0008	富山市宝町1-3-10明治安田生命富山駅前ビル7 F	076-431-0767	076-431-0756
	西日本旅客鉄道(株)	経営企画本部経営企画グループ	530-8341	大阪市北区芝田二丁目4番24号	06-6375-8917	06-6375-8976
		金沢支社総務企画課	920-0005	金沢市高柳町9-1-1	076-253-5204	076-253-5207
		北陸地域鉄道部	930-0001	富山市明輪町1-227	076-444-8982	076-444-8983
	東海旅客鉄道(株)	総務部総務課（企画）	453-8520	名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワース	052-564-2619	052-587-1395
	日本貨物鉄道(株)	総合企画本部経営企画部企画・経営計画グループ	102-0072	東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号	03-3239-9121	03-3239-9123
		金沢支店富山営業支店	930-0838	富山市下赤江15	076-441-0617	076-441-9966
	西日本シエアールバス(株)	総務部	554-0033	大阪市此花区北港1-3-23	06-6466-8651	06-6466-7310
	西武バス(株)	管理部管理課	359-0037	埼玉県所沢市くすのき台1-11-2	042-926-3525	042-926-3555
	阪急バス(株)	総務部	561-0832	豊中市庄内西町5-1-24	06-6866-3112	06-6866-3142
	佐川急便(株)	労務運行管理部	601-8104	京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	075-691-6500	075-691-2349
	西濃運輸(株)	営業企画管理室	503-0853	岐阜県大垣市田口町1番地	0584-82-5025	0584-82-5041
		富山支店	939-8222	富山市蜷川423-1	076-429-8688	076-429-8887
	日本通運(株)	作業管理部広域自動車輸送専任	503-0853	東京都港区東新橋1丁目9番4号	03-6251-1430	03-6251-6676
		富山支店	930-0007	富山市宝町1-2-9	076-431-6511	
	福山通運(株)	社長室CSR推進室	135-0044	東京都江東区越中島3-6-15	03-3643-0292	03-3643-3730
		富山支店	939-3555	富山市水橋市田袋15-30	076-478-2922	
	ヤマト運輸(株)	社会貢献部	104-0061	東京都中央区銀座2丁目16番10号	03-3541-3411	03-3542-3887
		富山主管支店サービスセンター	939-0285	射水市本開発305-1	0766-33-2222	0766-55-4966

種別	事業者名	支店等・窓口	〒	住所	電話	FAX
電気通信事業者	西日本電信電話(株)	富山支店設備部企画担当	930-0017	富山市東田地方町1-1-30	076-492-9502	076-492-9516
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	ネットワーク事業部統合ネットワーク部 (危機管理)	100-0011	東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル2階201	03-5202-9909	03-5501-3014
	KDDI(株)	運用本部運用管理部総括グループ	160-0023	東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル	03-3347-5299	03-3347-6243
	日本テレコム(株)	総務部	105-7316	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング [※]	03-6888-8000	03-3572-5540
	(株)NTTドコモ北陸	コアネットワーク部災害対策室	920-8630	石川県金沢市西都1-5 ドコモ金沢西都ビル6階	076-225-2065	076-225-2178
	ボーダフォン(株)	コーポレートセキュリティ室	105-7317	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング [※]	03-6889-6304	03-6889-6603
電気事業者	関西電力(株)	総務室 庶務グループ	530-0005	大阪府大阪市北区中之島3-6-16	06-6446-6390	06-6441-9865
		北陸支社総務広報グループ	930-0017	富山市東田地方町1-2-13	076-432-6111	076-442-8219
	北陸電力(株)	本店総務部危機管理チーム	930-0858	富山市牛島町15-1	076-441-2511	076-406-0113
日本郵政公社	日本郵政公社	本社CSR室	100-8798	千代田区霞が関1-3-2	03-3504-4624	03-3506-6732
		北陸支社企画課	920-0902	石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3034	076-224-0960
病院その他の医療機関	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	152-0021	東京都目黒区東が丘2-5-21	03-5712-5050	03-5712-5081
		東海北陸ブロック事務所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸四丁目1番1号名古屋医療センター内	052-968-5171	052-968-5168
		富山病院	939-2692	富山市婦中町新町3145	076-469-2135	076-469-5616
		北陸病院	939-1893	南砺市信末5963	0763-62-1340	0763-62-3460
道路の管理者	中日本高速道路(株)	企画調整チーム	920-0365	金沢市神野町東170	076-240-4930	076-240-4991
		富山管理事務所	939-8214	富山市黒崎439	076-421-9048	
日本赤十字社	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	105-0012	東京都港区芝大門1-1-3	03-3437-7084	03-3435-8509
		富山県支部事業推進課	939-0859	富山市牛島本町2-1-38	076-441-4885	076-433-2657
日本銀行	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	103-0021	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	03-3277-3546	03-3548-2317
		富山事務所金融広報委員会事務局	930-0046	富山市堤町通り1-2-26	076-424-4471	076-494-1158

【指定地方公共機関事業者】

種別	事業者名	支店等・窓口	〒	住所	電話	FAX
放送事業者	北日本放送(株)	報道制作局	930-0858	富山市牛島町10-18	076-432-5555	076-433-8560
	富山テレビ放送(株)	C & S 局	939-8550	富山市新根塚町1-8-14	076-425-1111	076-491-2663
	(株)チューリップテレビ	ニュース&フロンシンググループ	930-8539	富山市奥田本町8-24	076-433-9886	076-433-7691
	富山エフエム放送(株)	放送部	930-8567	富山市奥田町2-11	076-442-5533	076-432-2344
運送事業者	富山地方鉄道(株)	総務部総務課	930-8636	富山市桜町1-1-36	076-432-5530	076-433-0743
	加越能鉄道(株)	総務部経営管理課	933-0062	高岡市江尻字村中1243-1	0766-22-4886	0766-27-1621
	(社)富山県バス協会	事務局	930-0992	富山市新庄町字馬場24-2	076-424-9317	076-492-3168
	(社)富山県トラック協会	事務局	930-0858	富山市牛島町1-4	076-433-5252	076-442-3179
ガス事業者	日本海ガス(株)	総務部総務課	930-8588	富山市城北町2-36	076-433-1212	076-442-3025
	高岡ガス(株)	供給部	933-0941	高岡市内免2-1-43	0766-22-0709	0766-23-6617
	(社)日本簡易ガス協会北陸支部	事務局	930-0857	富山市奥田新町8-1ボルフアートとやま8階	076-441-3241	076-441-3244
	(社)富山県エルピーガス協会	事務局	930-0004	富山市桜橋通り6-13富国生命ビル内	076-441-6993	076-441-6996
病院その他の医療機関	(社)富山県医師会	事務局	939-8222	富山市蜷川336	076-429-4466	076-429-6788
河川管理施設、 道路、港湾、空 港の管理者	富山県土地改良事業団体連合会	総務部	939-8214	富山市黒崎17	076-424-3300	076-424-3332
	富山県道路公社	総務課	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-441-6611	076-442-6467

13-1 安否情報収集様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏 名	
② フ リ ガ ナ	
③ 出 生 の 年 月 日	年 月 日
④ 男 女 の 別	男 女
⑤ 住 所 （ 郵 便 番 号 を 含 む 。 ）	
⑥ 国 籍	日 本 そ の 他 （ ）
⑦ そ の 他 個 人 を 識 別 す る た め の 情 報	
⑧ 負 傷 （ 疾 病 ） の 該 当	負 傷 非 該 当
⑨ 負 傷 又 は 疾 病 の 状 況	
⑩ 現 在 の 居 所	
⑪ 連 絡 先 そ の 他 必 要 情 報	
⑫ 親 族 ・ 同 居 者 か ら の 照 会 が あ れ ば ① ～ ⑪ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は 、 ○ で 囲 ん で 下 さ い 。	回 答 を 希 望 し な い
⑬ 知 人 か ら の 照 会 が あ れ ば ① ⑦ ⑧ を 回 答 す る 予 定 で す が 、 回 答 を 希 望 し な い 場 合 は ○ を 囲 ん で 下 さ い 。	回 答 を 希 望 し な い
⑭ ① ～ ⑪ を 親 族 ・ 同 居 者 ・ 知 人 以 外 の 者 か ら の 照 会 に 対 す る 回 答 又 は 公 表 す る こ と に つ い て 、 同 意 す る か ど う か ○ で 囲 ん で 下 さ い 。	同 意 す る 同 意 し な い
※ 備 考	

（注 1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死者住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照會書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	年 月 日	
申　請　者		
<u>住所（居所）</u>		
<u>氏　　名</u>		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()	
備　考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏　　　名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男　女 の　別	
	住　　　所	
	国　　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（)
	その他個人を識別するための情報	
	※ 申請者の確認	
※ 備　考		

備考	1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないで下さい。
----	--

1 3 - 3 - 2 安否情報回答書様式
様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本 そ の 他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

1 3 - 4 被災情報報告書様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 立山町							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 平成 年 月 日 (2) 発生場所 立山町A番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

用 語 集

あ

■ 安定ヨウ素剤

放射性ではないヨウ素（甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素）をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前にヨウ化カリウム錠剤などの安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

■ 衛星携帯電話

人工衛星を介して通話を行う携帯電話のこと。一般の携帯電話で電波状況が不安定又は不通となる場所においても安定した通話が可能である。災害時に孤立が予想される集落に衛星携帯電話を配備することで、災害情報の複数ルート化を図ることができる。

■ NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

例） 核兵器（核爆弾、ダーティボムなど）

生物兵器（炭疽菌、天然痘、ボツリヌス毒素など）

化学兵器（サリン、マスタード、ホスゲン、シアン化物など）

■ LGWAN

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）のこと。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。

■ 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置のこと。

か

■ 化学防護服

化学剤、生物剤等の災害現場で救助活動を行うため、外気を完全に遮断して身体を守る防護服のこと。バイザー・服地・手袋・長靴が一体型で、空気呼吸器を着けたままその上から着用して使用する。

■ 核燃料物質

原子力基本法第3条第2号に定めるもの。ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるもの。

■ 危険物質等

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるもの。

■ 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。平成17年3月に閣議決定されている。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にあり、指針的な内容が記載されている。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

■ 緊急消防援助隊

大規模・特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊のこと。

■ 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの。

■ 緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置のこと。

具体的には、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置である。

■ 緊急通報

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。

■ 緊急物資

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材のこと。

■ 国が定めたサイレン

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域の市町村において、当該住民に対し注意喚起を図るための警報が伝達される際に使用されるサイレンで、国がサイレン音を決定したも

の。

■ ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員のこと。

■ 航空攻撃

航空機により急襲的に行われる武力攻撃のこと。着上陸侵攻を行うに先立って行われる可能性がある。

■ 国際人道法

一般的に「ジュネーヴ諸条約」を指す。ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。

→ ■ ジュネーヴ諸条約

■ 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護し、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

■ 国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、都道府県知事、市町村長及び指定行政機関の長が作成する計画のこと。

国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などについて定めるもの。

市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される市町村の国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県知事に協議することとなっている。

■ 国民保護協議会

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会のこと。

■ 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画のこと。

各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるもの。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

■ 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置のこと。

具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等である。

■ 国民保護等派遣

防衛庁長官が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、国の対策本部長から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣のこと。（自衛隊法第 77 条の 4）

さ

■ 災害時要援護者

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとることが困難な人々のこと。

具体的には、在宅の高齢者や障害者などが想定され、広い意味では、妊産婦、乳幼児・児童、外国人のほか、施設や病院の入所（院）者なども災害時要援護者ととらえられる。

■ 災害対策基本法

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律のこと。

■ 事態認定

国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）又は緊急対処事態に関する対処方針（緊急対処事態対処方針）において、武力攻撃事態等又は緊急対処事態に至ったことを認定すること。事態認定がなされることにより、各種の対処措置の実施が可能となる。

■ 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛庁、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。

■ 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、

通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの。
平成 18 年 2 月現在、162 機関が指定されている。

■ 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。

■ 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

富山県では平成 18 年 2 月現在、15 機関を指定している。

■ 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を軽減するために、地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。

■ 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が一時的に起居するために、知事が提供する施設のこと。

■ ジュネーヴ諸条約

戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約のこと。次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・ 非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

■ 除染

衣服などが放射性物質等によって汚染した場合に、必要に応じこれを除去すること。除染の方法としては、衣服の洗濯、全身シャワーによる除染などがある。

■ 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなけれ

ば国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設、又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）のこと。

■ 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、これらを識別できるようにしている特殊標章等のこと。

当該議定書では、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨が規定されている。

た

■ 対策本部長

武力攻撃事態対処法第 10 条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第 26 条に定める「緊急対処事態対策本部」の長のこと。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

■ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルを使用した攻撃のこと。弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。

■ 地域防災計画

災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、雪害対策等について定めた計画のこと。

■ 着上陸侵攻

我が国に対する侵攻が行われる場合において、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させること。

■ 同報系防災行政無線

市町村の防災行政無線のうち、市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、市町村役場から住民への防災情報を伝達するもの。

■ 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に基づき、文民保護組織の要員や使用される建物・器材を保護するため、これらを識別できるようにしている国際的な特殊標章等のこと。

当該議定書では、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、当該任務に従事する者等を敵国の攻撃等から保護する旨が規定されている。

■ 特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行す

る部隊のこと。

■ トリアージ

負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行うことが必要となる。

は

■ 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等からなる。

■ 避難実施要領

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のこと。

■ 避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

■ 避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

■ 避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

■ 武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的・計画的な武力による攻撃のこと。

■ 武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発その他の人的又は物的災害のこと。

■ 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。

■ 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。

■ 武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態のこと。

■ 防災行政無線

県庁を中心に、県の主な出先機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。回線は地上系と衛星系がある。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。

や

■ 要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。